

## 2. 1 2

### 南海中地区校園支援ボランティア団体 「あったか応援団」設置要綱

#### (設置目的)

第1条 地域の専門的な知識や経験、技能等を有している人材によって南海中学校区の子どもたちの多様な学習活動を支援し、その活動を通じて地域のつながりを強化し、地域の教育力の向上を目指すため、南海地区校園支援ボランティア団体『あったか応援団』（以下「あったか応援団」という。）を設置する。

#### (事業)

第2条 あったか応援団の事業は、次のとおりとする。

- (1) 校園の子どもの学習活動の支援に関すること。
- (2) 人材の登録及び取消しに関すること。
- (3) 人材の登録情報の管理及び利用者への情報提供に関すること。

#### (登録の分野、対象及び資格)

第3条 あったか応援団の登録の分野は、以下に示すように子どもの学習活動に関するあらゆる分野とする。

- (1) 学習支援活動に関すること（放課後の学習支援、スポーツ指導など）
- (2) 人権教育に関すること（紫雲丸遭難事故、教科書無償運動など）
- (3) 防災教育に関すること
- (4) その他教育活動に関すること（キャリア教育、安全教育、国際理解、昔遊びなど）
- (5) 環境整備（花植えやあいさつ運動など）に関すること

2 あったか応援団に登録する対象は、子どもの学習活動についての理解やボランティアへの熱意を持ち、知識や経験、技能を地域社会に積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体とする。

#### (登録方法)

第4条 あったか応援団に登録しようとする者は、あったか応援団事務局（南海中学校内に設置。以下「事務局」という。）にあったか応援団登録申請書（以下「申請書」という。）を提出することとする。

2 事務局は、提出された申請書が、適当であると認めた場合は、あったか応援団に登録するものとする。

#### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、第6条に示す正当な理由をもって取消しをするまでとする。

#### (登録の取消)

第6条 事務局は、あったか応援団に登録した者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれか

に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から取消しの申出があったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、諸事の理由により第12条に定める総会において取消しを認めたと  
き。

(利用者)

第7条 本事業の利用者は、南海中学校区に存立する保育園・小学校・中学校（公立・私立を問わない）とする。

(登録者の役割)

第8条 登録者は、前条の定める利用者（以下、利用者という。）の要請に応じて講義、実技指導、学習活動の支援、環境整備、あいさつ運動などを行う。

(登録情報の公表)

第9条 登録者の登録情報は、申請書に記載された事項とし、利用者にも公表し、いかなる理由があっても、利用目的以外のためには公表しないものとする。

(あったか応援団の利用)

第10条 あったか応援団の利用者は、登録者に対して登録情報をもとに直接に依頼するものとする。

(利用者負担)

第11条 登録者に対する謝礼等は、本要綱の設置目的に基づき、利用者の過重にならないものとし、利用者が登録者と協議の上、それぞれ負担する。

(総会及び役員)

第12条 組織の活性化のため、以下の役員を設置する。

- 1 年度ごとに登録者による総会を行い活動方針等を審議するとともに、次項以下の役員を登録者による互選で選出する。
- 2 あったか応援団を代表するものとして、応援団長（1名）を置く。
- 3 応援団長の補佐として副団長（若干名）のほか、団員への連絡調整を担当する地区委員（若干名）を置く。
- 4 すべての役員の任期は1年間とするが、再選は妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日に改定する。